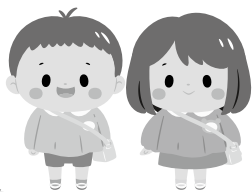


ポイント① 点数表を公開することで
入園プロセスを見える化します。

ポイント② 在園している園に継続して通園できます。



令和8年度の申請が始まります！

令和7年10月14日(火)から、令和8年度入園申請が始まります。

先日、未就学児のご家庭にご協力いただいたアンケートのご意見をふまえ、次のように変わります。

ポイント①

新たに入園を希望された方の人数が保育園の定員を超過した場合、町が保護者の就労状況などに応じて審査をし、入園する園を決定します。そのプロセスを「利用調整」といいます。

令和8年度からは、利用調整を明快にするため、「保育施設利用調整基準表」を用いて実施します(表1)。

★調整方法★

ご提出いただいた申請書類を基に、まず、保育施設利用調整基準表を用いて保護者それぞれの基本点数(保育の必要性の状況)を計算します。例えば、保護者のどちらかが

20点、どちらかが18点の場合、低い点数(18点)が基本点数となります。

次に、基本点数に、ご家庭の様子に応じた調整指数を加減し、各ご家庭の基準点を算出します(表2)。

点数の高い順から入園が決定していきますので、状況によつては希望の園に入れないことがあります。

また、同一点数の場合は優先順位により決定をします(表3)。

ポイント②

令和7年度まではすでに保育園に通園している子どもも利用調整をしていましたが、令和8年度からは、在園している園に継続して通園することができるようになります。

小規模保育事業所など、3歳未満児のみの保育施設を利

用し、卒園後は連携施設への入園を希望される場合は、利用調整を受けずに入園が可能です(ならし保育はありません)。

保育園に入るにはどうしたらいいの？
保育園・小規模保育事業所(表4)は、就労などにより、家庭で子どもを見ることができない場合に利用できる施設です。

利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受けたうえで、利用することができます。

Q 保育の必要性はどう判断されるの？
例えば「月64時間以上勤務していることがわかる書類」など、保育の必要性が判断できる資料を添付してもらい、審査のうえで認定します。

添付書類は就労証明書、求職に関する申立書・証明書など状況に応じてさまざまですが、取得に時間がかかる場合もありますので、お早めにご確認ください。

●新規入園・転園・広域保育を希望する方
申請書は9月16日(火)から配布を開始しますので、申請を希望する方は町民課(ごも係(1階5番窓口)までお越しいただくか、同日掲載のホームページよりダウンロードしてください。

●継続申請の方
(3歳未満児施設から連携施設への入園の方も含まれます)
現況届を10月1日(水)に通園している園から配付します。

今回の申請から、新規入園・継続入園とも、申請書が変わります。必ずこの時期に配布されたもの(ダウンロードしたもの)をご利用ください。
申請時期の詳細は次号(広報やまゆり10月号)でお知らせします。

表4 御代田町の保育園

公私	種類	保育園名	対象年齢
公立	保育所	やまゆり保育園	離乳食完了期～5歳児
		雪窓保育園	離乳食完了期～5歳児
私立	保育所	たんばぼ保育園	10カ月～2歳児(連携施設:雪窓保育園)
		杉の子幼稚園附属保育園 つくしんぼ・つくしんぼAmi	(つくしんぼ)3カ月(要相談)～2歳児 (つくしんぼAmi)3歳児～5歳児
		おおきくなあれ保育園 みよた	8カ月～5歳児
	小規模保育事業所	小規模保育事業 所おひさま	首がすわってから～2歳児(連携施設:雪窓保育園)
		アンジュール保育園	8カ月～2歳児(連携施設:やまゆり保育園)
		おおきくなあれ保育園 しおの	8カ月～2歳児(令和9年度募集開始) (連携施設:おおきくなあれ保育園みよた)

※連携施設…卒園後、対象園を希望する場合は継続扱いで入園可能

表1 保育施設利用調整基準表
(基準日 年度当初審査11月1日 随時審査枠の空いた時点)

類 型		具体的要件	基準点
1	就 労 (外 勤) 自 営 中 心 者 農 業 中 心 者	月180時間以上勤務	20
		月150時間以上180時間未満	19
		月120時間以上月150時間未満	18
		月90時間以上月120時間未満	17
		月64時間以上月90時間未満	16
	就 労 (内 勤) 自 営 協 力 者 農 業 協 力 者	月180時間以上勤務	18
		月150時間以上180時間未満	17
		月120時間以上月150時間未満	16
		月90時間以上月120時間未満	15
		月64時間以上月90時間未満	14
	内 職	フルタイム勤務相当時間の就労を常態とする場合	16
		一日6時間以内の就労時間	15
	求 職	求職中	8
	起 業 準 備	起業準備	10
2	出 産	産前産後期間	20

- 1 保護者それぞれの状況に基づいて決定し、低い方の基準点を当該世帯の基準点とする。
- 2 申請時に育児休暇中の者は、育児休暇終了後の就労形態で基準点を判断する。

表2 調整指数

項 目	調整点	項 目	調整点
ひとり親世帯	10	希望園でないと通園不可能な場合 (車の免許がない等)	6
生活保護世帯 (就労により自立支援につながる場合等)	10	保護者一方の不在(単身赴任等)	5
生活中心者の失業(自己都合を除く)により、就労の必要性が高い	10	保護者が町内の幼稚園、保育園、児童クラブへ勤務する場合	5
虐待・DVの恐れがあり、保育所入所の必要性が高い	10	添付書類の不備、未提出	-10
育休後の復職で、児童が育休前に通園していた保育園等を希望する場合	10	基準日時点で前月分保育料・延長保育料・副食費が納付されていない場合	-4
既に兄弟姉妹が在籍している (同時通園となる場合)	10	基準日の前月の督促状の対象者であった場合	-6
既に兄弟姉妹がいずれかの園を利用している	8	保育料・延長保育料・副食費滞納世帯 (6月分未満)	-6
多胎児であり、同時に入園する	8	保育料・延長保育料・副食費滞納世帯 (6月分以上)	-10

表3 同一点数の場合の優先順位

順位	具体的内容
1	利用希望する保育所等の希望順位が高いこと
2	基準日現在御代田町内に住所を有すること
3	経済的状況(町の保育料階層が低い者を優先する。)

お気軽にご相談ください
町民課子ども係
(32) 3114